

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部都市総務課
件名	令和4年度 さいたま市スマートシティ連携支援業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年1月26日
契約の相手方名	株式会社日建設計総合研究所
契約金額	1,870,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和2年1月に設立した公・民・学連携の「さいたま市スマートシティ推進コンソーシアム」が策定したスマートシティ実行計画に係るKPIについて、コンソーシアム会員等との協働により検討・設定等を行う業務である。</p> <p>本市のスマートシティの取組を推進しているコンソーシアムの規約では、秘密保持の条項に基づき、活動内容などを無断で第三者に開示できないことから、コンソーシアム会員以外の業者が受注した場合、断片的な情報での検討となり、目的とする成果の品質が確保できない可能性がある。このため、随意契約の方法によることにした。</p> <p>契約の相手方は、コンソーシアムの会員として既に検討している実行計画と密接に関連しており、かつ、スマートシティ施策に係るKPIに関して専門的な知識を有していることから、履行期間の短縮や経費の縮減を図ることができる当該業者との随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部都市計画課
件名	令和5年度さいたま市開発許可地理情報システム運用保守他業務
履行場所	さいたま市全域内
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	2,420,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、開発許可地理情報システムを運用するにあたり、システムの調整及び保守・管理作業を行う業務である。</p> <p>そのため、業者の指名にあつては、「さいたま市地理情報システム」に係るノウハウと高度な知識、解析技術、豊富な実績が要求されること、国際航業株式会社の製品を使用しており、当該システムソフトウェア及びデータベース定義については、同社が著作権を有することから、技術的及び著作権等知的所有権保護、または初期の目的を達成させるため、特命随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部自転車まちづくり推進課
件名	市営岩槻駅東口公共駐車場管理業務
履行場所	さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号地内
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	岩槻都市振興株式会社
契約金額	69,300,000円
随意契約によること とした理由	<p>市営岩槻駅東口公共駐車場は、旧岩槻市施行の岩槻駅東口第1種市街地再開発事業により商業施設、駐車場、住宅を備えた複合施設ビルワッツ東館として平成8年3月にオープンした。商業施設の5階6階及び岩槻区役所が屋上を当駐車場として供用している。複合施設ビルの特徴として、消防設備等は店舗と駐車場の共用となっていることから防災センターによる一体管理がなされている等、ビルの管理運営と一体的な管理を前提としている。このことから、ビルの管理・運営について旧岩槻市を主体に金融機関、権利者等の出資を得て設立された第三セクターである岩槻都市振興株式会社がその役割を担っている。については、平成8年2月から旧岩槻市から管理委託され、平成18年度から平成22年3月まで非公募による市営駐車場の指定管理者として管理業務を行っている。また、平成22年度～令和4年度においては、直接委託を請け負い管理運営を行った実績がある。以上から、令和5年度の駐車場管理についても、ビル管理会社である岩槻都市振興株式会社に管理業務を委託することが、駐車場の安全かつ効率的な管理運営に資することから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部自転車まちづくり推進課
件名	市営北与野駅北口地下駐車場管理業務
履行場所	さいたま市中央区上落合2丁目3番10号地内
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	与野都市開発株式会社
契約金額	57,116,400円
随意契約によること とした理由	<p>市営北与野駅北口地下駐車場は、旧与野市施行の第一種市街地再開発事業により平成4年5月に完成した駅前広場地下にある駐車場で、合わせて再開発で整備されたアルーサA、B館と接続し、駐車場の入出庫口はアルーサA館の権利者の駐車場と共用していること及び駐車場の防災センター機能はビルの防災センターと一体となっていること等、ビルの管理運営と一体的な運営を前提としている。このことから、ビルの管理会社として旧与野市等が出資・設立した与野都市開発株式会社が当市営駐車場の管理運営を開設当初の平成4年より受託し、平成18年度から平成22年3月までは、非公募による市営駐車場の指定管理者として管理運営を行っていた実績がある。また、平成22年度～令和4年度においては、直接委託を請け負い管理運営を行っている。</p> <p>以上から、令和5年度の駐車場管理についても、ビル管理会社である与野都市開発株式会社に管理運営の委託をすることが、駐車場の安全かつ効率的な管理運営に資することから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局みどり公園推進部見沼田圃政策推進課
件名	みぬま木崎ひろば維持管理業務(R5)
履行場所	さいたま市浦和区大字三崎地内
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	日本環境マネジメント株式会社
契約金額	2,006,400円
随意契約によることとした理由	<p>本業務はみぬま木崎ひろばを管理する業務である。 当初、指名業者5者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局みどり公園推進部都市公園課
件名	令和4年度三橋総合公園用地外登記申請書類作成等業務
履行場所	さいたま市西区三橋5丁目地内外
契約締結日	令和5年2月17日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	1,342,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は公園整備等に伴う土地表示登記に関する嘱託登記手続きを委託するものである。</p> <p>本業務は、土地家屋調査士法に定める土地家屋調査士、調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が行える特殊な業務である。選定業者の社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、同法第63条第1項により官公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、民法第34条の規定により設立された利益を追求しない法人である。</p> <p>また、入札資格者の登録を行っている土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人等のうち、さいたま市内に本店を有するのは、選定業者の社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみである。</p> <p>よって、地方自治法執行令第167条の2第1項第2号にある「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の規定により、社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部都心整備課
件名	さいたま新都心歩行者デッキ等警備・施設維持管理業務
履行場所	さいたま市中央区新都心地内
契約締結日	令和5年3月22日
契約の相手方名	株式会社さいたまアリーナ
契約金額	8,791,200円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、歩行者デッキ(D・E・F・G・H)の適正な維持管理を実施することを目的としている。</p> <p>適正な維持管理を行う上で必要な、歩行者デッキの火災報知信号やエスカレーター等の異常信号、監視カメラの映像等は、総合案内所に設置された受信機で受け、さいたまスーパーアリーナ1階にある防災センターに送られるシステムとなっており、さいたまスーパーアリーナの管理と一体的に株式会社さいたまアリーナが集中管理を行っている状況である。</p> <p>本業務の業者選定においては、さいたまスーパーアリーナ防災センターの運営管理を行っている、株式会社さいたまアリーナを相手方とし、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部都心整備課
件名	さいたま新都心西口駅前広場警備・施設維持管理業務
履行場所	さいたま市中央区新都心地内
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	株式会社NTTファシリティーズ 北関東・信越支店
契約金額	20,328,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の履行場所である、さいたま新都心西口駅前広場は、民有地であるさいたま新都心複合交通センター内に、民間事業者によって整備されたものであり、その管理運営についてはさいたま市が行うものとなっている。</p> <p>管理運営を行う上で必要な、火災報知信号やエレベーター・エスカレーター等の異常信号、監視カメラの映像等は、複合交通センター内にあるNTTドコモ埼玉ビル1階にある防災センターに送られるシステムとなっており、NTTドコモ埼玉ビルの管理と一体的に株式会社NTTファシリティーズ北関東・信越支店が集中管理を行っている状況である。</p> <p>本業務の業者選定においては、NTTドコモ埼玉ビル防災センターの運営管理を行っている、株式会社NTTファシリティーズ東日本事業本部 北関東・信越事業部を相手方とし、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部都心整備課
件名	さいたま新都心歩行者デッキエスカレーター保守点検業務
履行場所	さいたま市大宮区吉敷町4丁目273番地
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	株式会社日立ビルシステム 関東支社
契約金額	4,620,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、常時使用するエスカレーターの安全確保及び機能維持に必要な点検業務(フルメンテナンス契約)と、万一の故障の際には技術者を派遣し、緊急対応を行う保守業務である。</p> <p>本設備は、株式会社日立ビルシステムが製造したもので、点検にあたっては、メーカー独自のノウハウが必要であり故障原因の解析については製造会社にしかできない。</p> <p>また、万一の事故時に現場に急行し、調査及び速やかな復旧を行うためには当該エスカレーターの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならないことから、株式会社日立ビルシステムを相手方とし、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部都心整備課
件名	さいたま新都心デジタルサイン保守点検運用業務
履行場所	さいたま市中央区大字上落合2番地5号外
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	4,496,580円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま新都心デジタルサインのハードウェア及びソフトウェアの障害への対応や機能維持に必要な点検の実施、クラウド型配信環境を技術的に支援する運用を行うものであり、当該システムの開発を行い仕様に関する詳細情報と著作権を有する者にしかできない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によるものとする。</p> <p>契約の相手方である株式会社日立製作所北関東支店は、当該システムを開発した業者であり、システム内容を熟知し、技術・経験を有するとともに、信用性も認められることから、当該企業と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部都心整備課
件名	さいたま新都心駅前大型映像装置保守点検運用業務
履行場所	さいたま市中央区大字上落合2番地5号
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	4,111,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま新都心駅前大型映像装置のハードウェア及びソフトウェアの障害への対応や機能維持に必要な点検の実施、クラウド型配信環境を技術的に支援する運用を行うものであり、当該システムの開発を行い仕様に関する詳細情報と著作権を有する者にしかできない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によるものとする。</p> <p>契約の相手方である株式会社日立製作所北関東支店は、当該システムを開発した業者であり、システム内容を熟知し、技術・経験を有するとともに、信用性も認められることから、当該企業と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部東日本交流拠点整備課
件名	大宮駅新東西通路等検討業務
履行場所	さいたま市大宮区錦町地内外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	公益社団法人日本交通計画協会
契約金額	19,140,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は新東西通路の計画・設計内容の妥当性検証等を実施する業務である。本業務では、旅客鉄道株式会社の鉄道施設整備及び自由通路整備事業に加え、国の補助事業、自由通路要綱に精通しつつ、中立的な立場で判断・精査する能力が求められる。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>本業務に必要な条件をすべて備えている唯一の法人は公益社団法人日本交通計画協会と判断できるため、同法人と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所
件名	大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進業務(令和5年度)
履行場所	さいたま市大宮区宮町1丁目地内外
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮
契約金額	25,575,000円
随意契約によること とした理由	<p>大宮駅東口周辺地域では、平成22年に策定した「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」(以下、「戦略ビジョン」という。)に基づき、おもてなしあふれる東日本の顔となるまちを目指して、まちづくりに取り組んでおり、戦略ビジョンでは、大宮らしいまちづくりを推進するための戦略を3つ位置付けており、その一つとして「推進戦略」が位置付けられている。</p> <p>「推進戦略」とは、戦略ビジョンの実現に向けて、産／官／学／民が一体となり、大宮らしいまちづくりを進めるためのルール(デザインコーディネート)や仕組みづくり(プラットフォーム)、組織づくりに取り組み、戦略ビジョンを効果的かつ効率的に推進していくこととなっている。</p> <p>一般社団法人アーバンデザインセンター大宮は、この推進戦略に基づき、戦略ビジョンの実現に向けた推進戦略を推し進めるための法人として設立されている。また、都市デザインや先進的なまちづくりに関する知識を有する構成員で組織されていることや、大宮駅周辺地域戦略ビジョンの対象範囲を活動範囲とした都市再生推進法人にも指定されているため、本業務を実施するにあたり、戦略ビジョンの推進戦略の一環として設立され活動する法人であることや、都市再生推進法人の指定を受け大宮駅周辺地域におけるまちづくりのデザインコーディネーター及びプラットフォームとして活動する一般社団法人アーバンデザインセンター大宮に業務委託することで、効果的かつ効率的に履行することを見込むことができることから随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>